

県議会による「条例案」否決を乗り越え 「エネルギー自立地域」の形成に向けて前進しましょう

1. 安全・豊かな循環型社会を築くために

福島第1原発事故は、教訓として「想定外のことは起きる」「放射能が拡散すれば、何の対処もできない」ことを示した。各種世論調査によると、原発を身近に持つ島根県民の7割ほどが「原発はないほうがいい」と考えている。ところが県行政は、3.11後も、エネルギー政策を見直すこともなく、全く動く気配もなかった。

県知事と行政、議会に動く意思がなければ、一般住民がイニシアチブを取るしかない。私たちは、島根県の地域エネルギー政策を立て直して安全で豊かな循環型社会を築くために、地方自治法第74条に基づき「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」制定の直接請求を準備した。昨年10月21日から2ヵ月間、延べ8,000人ほどの受任者とともに法定署名に取り組み、今年2月7日、条例制定請求に必要な署名数の約7倍に当たる83,323筆の有効署名(有権者総数の14.3%)を添えて、溝口善兵衛島根県知事に条例制定を請求した。

2. 県議会が、住民の条例制定請求を否決

(1) 異常な状況の中で、条例案を否決

島根県民が条例制定請求した「県エネルギー自立地域推進基本条例」案は、2月定例県議会において、十分な議論もなく否決された。この否決は、初めから「否決ありき」で臨んだ県執行部と自民党議員連盟の馴れ合いの所産である。事実と反する内容で固めた「知事としての意見」、幾多のねつ造データをつなぎ合わせた行政執行部提出資料、その誤りを正す見識も意欲もなく知事に追従した議会運営―。嘆かわしいこれらの異常な状況の中で、条例案に託した県民の願いは無視され、切り捨てられたのである。

(2) 事実と反し、データをねつ造

「知事としての意見」は、条例案には問題点があるので「慎重に対応することが必要」だとして、議会の否決を扇動した。知事が挙げた「問題点」とは次の2点だった。

第1点は、エネルギー自立のためには、総エネルギー消費量のうち再生可能エネルギーの供給割合を現在(2.6%)の約40倍にすることが必要だ。だが、そのためには「国の関与や対応が必要」なので、「(条例案が求める)「基本計画」を現実的で実効あるものとして策定し、実施することは、困難」というものだった。

第2点は、「条例案では、市町村単位で、あるいは集落単位で「エネルギー自立地域」を実現することもあるとされていますが」、地域差があり「困難である」。だから、「市町村の意見をよく聴取する必要もある」。だから問題だというものである。

3. 条例案の否決に大義はあるのか

(1)否決の「論拠」は、意図的な読み違えと曲解

この第1点目の「約40倍」は、正しくは5.4倍にすぎない。「約40倍」の数字は、①現在の再生可能エネルギー供給量(9.4%)から、大・中規模の水力発電量と熱量を外して2.6%と過小算定し、②条例案の目的の重要な柱である省エネルギー対策の効果をゼロにして、現在の総エネルギー消費量(14,130kWh)が将来も変わらないとして過大算定した結果である。50%減の省エネルギー対策を行えば総エネルギー消費量は7,065kWhになり、再生可能エネルギーは約40倍ではなく、5.4倍化すれば目標を達成できるのである。

第2点目は、条例案の意図的な読み違えか曲解である。条例案には、市町村の責務として「当該市町村の自然的社会的条件に応じた計画並びに施策を策定及び実施する責務」(第12条)を述べ、知事が基本計画を策定する際には、「地域に存在するエネルギー源が地域の自然的社会的条件によって異なることに鑑み、当該地域の自然的社会的条件や特性に応じた形で利用されるべきこと」(第15条)として配慮義務を定めている。これらの条文を完全に無視し、地域差があるから「困難」などと言いがかりをつけて、条例案を否決した動機こそが問題である。

また、市町村の意見聴取や協議は、条例制定のための必要条件ではなく、条例に基づき計画を策定する段階の手続きである。このような曲解によって、条例案を否決に導いた知事と行政執行部の責任は重大である。これを別の角度から見れば、意図的な読み違えと曲解をしなければ、条例案を否決できなかったということでもある。

更に問題なのは、「知事としての意見」が、国の関与や対応が必要だが条例案に明確な対処法がないとして、土地利用の規制緩和などを例示していることである。国会では既に昨年11月、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(農山漁村再生可能エネルギー法)を成立させている。この法律は、再生可能エネルギー発電を促進するために土地利用の規制緩和と農林漁業の健全な発展との適正な調整を図り、農山漁村の活性化を図る制度である。「知事としての意見」は、この制度改正から3か月も経っているのに、相も変わらず、用地確保の対処法がないなどと言っている。問題は、明確な対処法がないことではなく、島根県の行政と議会の、再生可能エネルギー開発にたいする万事後ろ向きの姿勢ではないか。

(2)“ごまかし”の動機は何か

議論に耐え得ない、これらの“ごまかし”の動機は何だったのか。辿って行くと、島根原発の再稼働受入れと原発の存続に行き着く。3.11以降の企業と家庭の省エネによって、エネルギー不足対策としての原発必要論の根拠は薄れてきた。電気料金の引き上げ問題も、火力発電の天然ガスや石油の使用量の増加とともに、円安に伴うガスや原油の市場価格の上昇の影響を受けている。したがって、原発存続論の狙いとして残るのは、原発メーカーやゼネコンなどの原発利益共同体、原発交付金・補助金と電力マネーの政治献金、軍事目的のプルトニウム生産である。

島根原発の恒久化を自分の口で言えば県民の批判に直面する。そのため、矛先をかわすため

に「エネルギー政策は国の仕事」論にすがって、原発存続の責任を国に転嫁するしかない。このようなシナリオが見えてくる。今後とも、このシナリオで進むためには、「省エネルギーと地域でのエネルギー自立社会を目指して、「原子力発電から計画的な脱却」（第3条）する条例案を潰す必要があったのであろう。

4. 改めて、条例案に託した県民の願いは何だったのか

条例制定請求に託した県民の願いとは、何だったのか。その願いは、条例案第3条に掲げられた次の四つの基本理念に凝縮されている。

- (1) 地球環境を保全し、循環型社会を実現すること。
- (2) 原子力発電からの計画的脱却により、安全な社会を目指すこと。
- (3) 省エネルギー化と再生可能エネルギーの普及により、地域でのエネルギー自立社会を目指すこと。
- (4) 県民の意思を尊重し、県及び市町村、県民、事業者等の協働を重視すること。

5. 地方自治でしか解決できない特殊島根的な二つの事情

この基本理念には、日本と全世界に共通する人類社会が直面する課題とともに、特殊島根的な二つの事情がある。

その特殊島根的な背景とは、第1に、全国で唯一県庁所在都市に原発を持ち、30キロ圏内人口も飛び抜けて大きいという特殊事情である。この地域で原発災害を起こさず、「いのちと暮らし」が守られるエネルギー政策を確立するためには、エネルギー政策を国任せにせず、地方自治の関与を高めることを急がねばならない。

第2に、島根県は、地域に豊かに賦存する森林を活用して、再生可能エネルギー資源・木炭の生産を重要な就業と所得の糧としてきた歴史を持つ。国の「エネルギー革命」以降、エネルギー源は石油と原子力に取って代わり、木炭産業の衰退とともに激しい過疎化に追いやられたのが島根県である。失った再生可能エネルギーを取り戻し、省エネルギー対策を推進する意義が特に大きい地域が島根県である。その将来像が持続可能な循環型社会を目指す「エネルギー自立地域」である。

したがって、条例案は、エネルギー政策だけを対象とする条例ではなく、地方自治体が責任を持つべき「地域づくり条例」である。それを「エネルギー政策は国が決める問題」等と言って否決した県議会。そのどこに、地方議会としての自覚と見識、責任感があると言えるのだろうか。

6. 圧倒的多数の県民のみなさまの歓迎と支持

県議会では多勢に無勢、議会の「数の論理」によって条例案は否決された。だが、我々が署名活動を通して実感したことは、「エネルギー自立地域」の方向性が圧倒的な県民のみなさまに歓迎、支持されている現実だった。短期間に集まった83,323人の署名は、その巨大な氷山の一角にすぎない。

フクシマを知った県民のみなさまの「未来世代への責任」感と自立・自治意識は、県議会の否決程度では挫けない成長を遂げている。この県民の力こそ、将来世代に「負の遺産」を残さず、誇れる島根を取り戻す原動力である。その一方で、この度の条例案否決は、「エネルギー自立地域」の形成へと前進する県民合意から、はるかに遅れた島根県政の姿を浮き彫りにする結果となった。

7. 「エネルギー自立地域」の実現を目指し、新たな取り組みを県民とともに

条例案が県議会で否決された結果を受けて、県民はどうすべきか。その答えは明確である。「未来世代への責任」を果たすために、あらゆる妨害を乗り越え、条例案に掲げた「エネルギー自立地域」の実現に向けて前進することである。

福島第1原発の事故によって被災した福島県は、2040年に県内のエネルギー100%を再生可能エネルギーで創出する体制の実現を目指している。福島県の取り組みを心から支援するとともに、福島県と呼応して島根県で「エネルギー自立地域」を実現することが、福島県民への最大の支援になるものと確信する。

そのために、県民連絡会は、以下の4つの方針を提起する。

- (1) 県および市町村において、「エネルギー自立地域」の形成を目指す条例、制度づくりを追求する。条例と制度は、住民と行政、議会との約束であり、ブレない地方行政を遂行する上で欠かせないからである。
- (2) 再生可能エネルギーの開発と普及、省エネルギー対策を推進する。県内において、少なくとも数々の市民・地域共同発電所の構想や事業体設立計画が進んでいる。その一つひとつを首尾よく完成させることが、島根の「エネルギー自立地域」形成の突破口となり、全体を加速させる力となる。県民連絡会は、そのための技術的、経営的支援を強める。
- (3) 「原発からの計画的脱却」は、「エネルギー自立地域」形成の重要な柱の一つである。「脱却」または「存続」に必要な手続きは県民合意の形成であり、島根原発2号機の再稼働問題等についての県民議論、県民合意の形成に努める。
- (4) 県民連絡会の目的は、「島根県民が原発事故の脅威から免れ、地域に豊かに存在する再生可能エネルギー(自然エネルギー)源の活用により島根県を持続可能な「エネルギー自立地域」とするために、県民が広く連携した諸活動を行うこと」(会則第2条)である。本連絡会を組織的に存続させ、「県民が広く連携した諸活動」を行なう共同事務局として、一層の機能強化と発展を期す。

2014年3月25日

島根原発・エネルギー問題県民連絡会